

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

【弊社は2013年8月8日に、「立華工業株式会社」から「立華株式会社」へ社名変更しました。今後ともより一層のお引き立ての程、よろしくお願い致します。】

「発がん性のおそれのある有機溶剤10物質」について、1つのグループ[°](仮称:特別有機溶剤)として特化則に移され、特化則としての「製造・使用者に健康障害防止措置」が義務付けられることになりました。

【対象となる有機溶剤(10物質)】

①クロロホルム	⑥スチレン
②四塩化炭素	⑦1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名:四塩化アセチレン)
③1,4-ジオキサン	⑧テトラクロロエチレン (別名:パークロロエチレン)
④1,2-ジクロロエタン (別名:二塩化エチレン)	⑨トリクロロエチレン
⑤ジクロロメタン (別名:二塩化メチレン)	⑩メチルイソブチルケトン

改正・施行予定:平成26年10月頃

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課 尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・検査)
作業環境課 中西正彦、青柳容子(作業環境測定)
営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 特化則に移行する有機溶剤

	対象物質	現行管理濃度
①	クロロホルム	3 ppm
②	四塩化炭素	5 ppm
③	1,4-ジオキサン	10 ppm
④	1,2-ジクロロエタン	10 ppm
⑤	ジクロロメタン	50 ppm
⑥	スチレン	20 ppm
⑦	1,1,2,2-テトラクロロエタン	1 ppm
⑧	テトラクロロエチレン	50 ppm
⑨	トリクロロエチレン	10 ppm
⑩	メチルイソブチルケトン	20 ppm

2. 特定化学物質障害予防規則における主な措置

主な措置内容		発がんのおそれのある有機溶剤の含有量	
		1%を超える	1%以下または発がん性有機溶剤と有機溶剤の含有量の合計が重量の5%超
作業主任者の選任、職務		◎ (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
定期自主検査、点検、補修等		× (有機則準用)	
作業環境測定 (混合溶剤測定は有機則準用)	実施	◎	×
	記録の保存(30年間)	◎ (今回検討対象の措置)	×
	結果の評価	◎	×
	記録の保存(30年間)	◎ (今回検討対象の措置)	×
	結果に基づく措置	◎	×
休憩室		○*	×
洗浄設備		○*	×
喫煙、飲食等の禁止		○*	×
掲示		◎ (今回検討対象の措置)	×
作業記録(30年間の保管)		◎ (今回検討対象の措置)	×
呼吸用保護具、保護衣等の備え付け等		○*	×

※○印の措置の可否は、今後のばく露実態調査に基づくリスク評価結果により検討

3. 規制導入スケジュール

平成26年6月頃	改正案についてパブリックコメントを実施
平成26年8月頃	改正政令、規制の公布
平成26年10月頃	改正政令、規制の施行(一部猶予)

4. 新たに加わる主な健康障害防止措置

1) 作業記録の作成

常時、作業に従事する労働者について、1ヶ月ごとに次の事項を記録。

- ①労働者の氏名
- ②従事した作業概要、作業に従事した期間
- ③発がんのおそれのある有機溶剤により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要と事業者が取った応急措置の概要。

2) 記録の保存の延長

健康被害が発生するまで時間がかかることがあるため、記録は30年間の保存※が必要です。書面による記録のほか、電磁的記録による保存でも構いません。

- ①作業の記録
- ②有機溶剤等健康診断個人票(現行の「有機則」での5年間を延長)
- ③作業環境測定記録(現行の「有機則」での3年間を延長)
- ④作業環境測定の評価記録(現行の「有機則」での3年間を延長)

※ [クロホルム]、[四塩化炭素]、[1,4-ジオキサン]、[テトラクロレフィン]、[1,2-ジクロロエタン]、[ジクロロメタン]の6物質については、「労働者の健康障害を防止するための指針」で、作業記録の作成や30年間の記録保存などの措置が必要とされています。

3) 有害性などの情報の掲示

作業者が見やすい場所に次の事項を掲示。

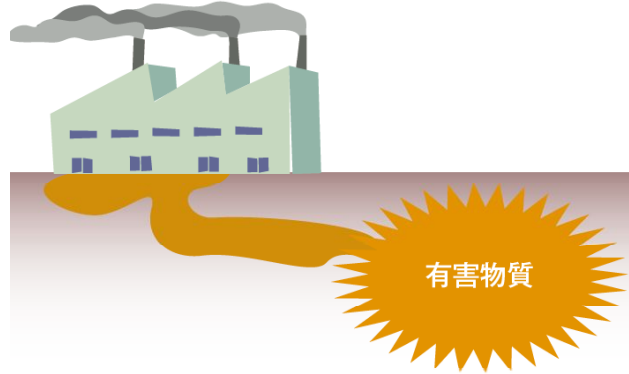
- ①有機溶剤の名称
- ②人体に及ぼす影響
- ③取扱上の注意事項
- ④使用する保護具

RIKKA TOPICS

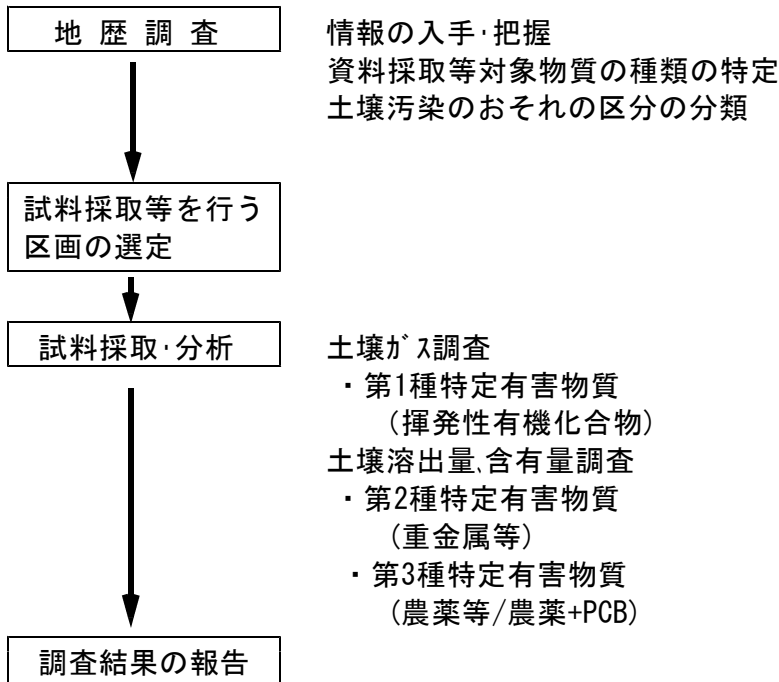
土壌汚染調査のご案内

土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的に、平成15年に土壌汚染対策法が施行されました。

これら目的に沿った形で、土壌汚染調査は新たな企業経営リスクとしての側面を持ち始め、今や自治体の規制、不動産取引、金融機関の融資、ISO14001の取得、企業会計など多方面で取り上げられております。



土壌汚染調査の主な流れ



ボーリングによる試料採取

弊社は調査結果の信頼性を確保するため、法律に基づく土壌調査の可能な指定調査機関です。(指定番号 環2003-1-761)

土壌汚染調査についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士・入野一人 または 営業部 望月久彰
立華株式会社 本社 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654